

平成 23 年 4 月 21 日

経済産業大臣  
海江田 万 里 殿

全国商工会連合会  
会長 石 澤 義 文

### 東日本大震災の災害支援等について

このたびの東日本大震災にあたりましては、被災した中小企業への各種支援制度についてご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

本会では、これまで東日本大震災の災害支援にかかる 1 次要望、追加要望を行ったところですが、復興にあたっては、非常に困難な課題が数多くあり、被災地商工業者から要望が寄せられておりますので、下記事項について国の対策が速やかに講じられますよう改めて要望いたします。

#### 記

#### 1. 被災地のライフラインの早期復旧・生活機能の整備

- (1) 情報通信機能はじめ電気、ガス、水道の早期回復
- (2) 瓦礫の早期撤去（住居、店舗、工場等を含む）
- (3) 移動手段の確保（通勤、医療、買出し等）
- (4)（仮設）住宅の確保と仮設住宅の水道光熱費等の免除
- (5) 遺族年金・埋葬料請求に伴う市町村認定死亡証明書の簡便化
- (6) 激甚災害地域の復興に係る末永い強力な支援

#### 2. 物流機能の整備・復興に向けた街づくりへの支援

- (1) ガソリン、灯油・重油等燃料の確保（仮設ガソリンスタンドの設置を含む）
- (2) 生活関連物資の確保・供給
- (3) 被災地域における有料道路の無料化
- (4) 東北新幹線の早期全面復旧
- (5) 港湾の早期復旧
- (6) 農林水産業・食品製造業の早期復興支援

- (7) 沿岸被災市町村は、大規模な津波により甚大な被害で原形復旧は不可能であることから、市町村のグランドデザインを新たに再構築（新しいまちづくり）するための支援

### 3. 中小・小規模企業に対する支援

- (1) 早急な金融支援
  - ① 既往債務の免除等（金利・保証料の免除、返済元金の凍結・免除等）
  - ② 復興支援融資制度（無担保、無保証人、無利子、長期、既存制度と別枠）の創設、貸付条件の大幅な軽減、緩和、手続きの簡素化
  - ③ 連鎖倒産防止のための保証債務の減免、中小企業倒産防止共済制度における貸し出し基準の緩和と手続きの簡素化
- (2) 事業再開のための設備資金等に対する助成金制度の創設
- (3) 仮設（共同）店舗、テント（販売用）の設置、移動販売企業への軽トラック等の支援及び首都圏等からの仕入れルートの確保
- (4) 被災者生活再建支援法による支援金制度に店舗・工場の全半壊を対象化
- (5) 被災した商工業者の各種税制（所得税、法人税、住民税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、固定資産税、都市計画税等）の特別軽減、免除、猶予
- (6) 被災した機械、器具、備品等のリース料の支払い猶予、減免
- (7) 被災労働者に対する休業補償等の充実、基準緩和、宿泊型職業訓練の実施（施設整備を含む）
- (8) 復興に伴う公共事業に係る地元企業への優先発注
- (9) 被災した下請企業の保護（買いたたき等の防止、代金の円滑な支払い）
- (10) 被災事業者の再就職支援（やむなく廃業し、就職する場合の支度金等）
- (11) 創業支援（被災労働者や内定取消の学生等が起業する際の融資・税制等）
- (12) 余震等による津波浸水想定地域における新規建設規制対象地区からの移転費用支援（規制地区に事業所用地等を有する中小企業からの土地の買上げ等）
- (13) 被災企業の共同化による事業再開の支援（資金・税制等）
- (14) 復興支援企業の優遇（本業以外で貢献した企業への官公需の優先発注等）
- (15) 災害が発生しても被災事業者の経営情報を保持する仕組みの構築

（津波により帳簿など経営支援に必要な経営情報を失った事業者が多数あることから、今回の震災を教訓として、今後、商工会に災害により経営情報を喪失した事業者に対する経営支援を円滑に行うための経営情報を保持する仕組みを構築すること）

#### **4. 福島第一原発事故の早期収束並びに十分な補償と前払い金等の早期実行**

- (1) 原発事故の早期収束
- (2) 原発30km圏外避難を強いられている中小・小規模事業者に対する損害賠償と避難先における生活支援に係る十分な補償と前払い金等の早期実行
- (3) 放射性物質による風評被害について、深刻な影響を及ぼしている事業者（農産物、海産物、加工品、工業製品、宿泊施設、観光サービス業等）救済のための十分な補償と前払い金等の早期実行
- (4) 被災中小企業の声を東京電力トップ等に直接訴える機会の確保

#### **5. 商工会の機能回復**

- (1) 被災した指導用施設の再建・補修費用の100%補助  
（OA・通信機器、指導用車両、事務所用品、敷地借上げ料、震災後すでに補修等に要した経費を含む）
- (2) 事務所本格復旧までの現地支援職員人件費（事業者の被害状況の全数調査等に当たる臨時職員等）、仮事務所等諸経費の助成
- (3) 激甚被災地区商工会の職員人件費100%補助
- (4) 被災企業支援にあたる商工会OB人材の活用費用の支援  
（中小企業支援ネットワーク強化事業の人材として積極的に補助対象化）
- (5) 復興物産展等（被災地の物産・観光PR）開催費の助成
- (6) 災害時の情報収集・伝達のための強固な情報ネットワークシステムの構築（商工会と商工会連合会をつなぐもの）